

## 【重要】事務局 業務時間変更のお知らせ

緊急事態宣言の解除に伴い、2021年10月1日より  
東京都医療ソーシャルワーカー協会事務局は通常の業務となります。

- ・ 業 務 日：火曜日～金曜日
- ・ 業務時間：10時～16時